

地下水の水質の浄化基準

番号	物質名	浄化基準
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.003 mg/L
2	シアン化合物	検出されないこと。
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	鉛として 0.01 mg/L
5	六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05 mg/L
6	砒素及びその化合物	砒素として 0.01 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
9	トリクロロエチレン	0.01 mg/L
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L
11	ジクロロメタン	0.02 mg/L
12	四塩化炭素	0.002 mg/L
13	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L
14	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L
15	1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の合計量 0.04mg/L
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L
19	チウラム	0.006 mg/L
20	シマジン	0.003 mg/L
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L
22	ベンゼン	0.01 mg/L
23	セレン及びその化合物	セレンとして 0.01 mg/L
24	ほう素及びその化合物	ほう素として 1 mg/L
25	ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.8 mg/L
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10mg/L
27	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L

（水質汚濁防止法施行規則第9条の3第2項別表第2による）